

3 JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

3 JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

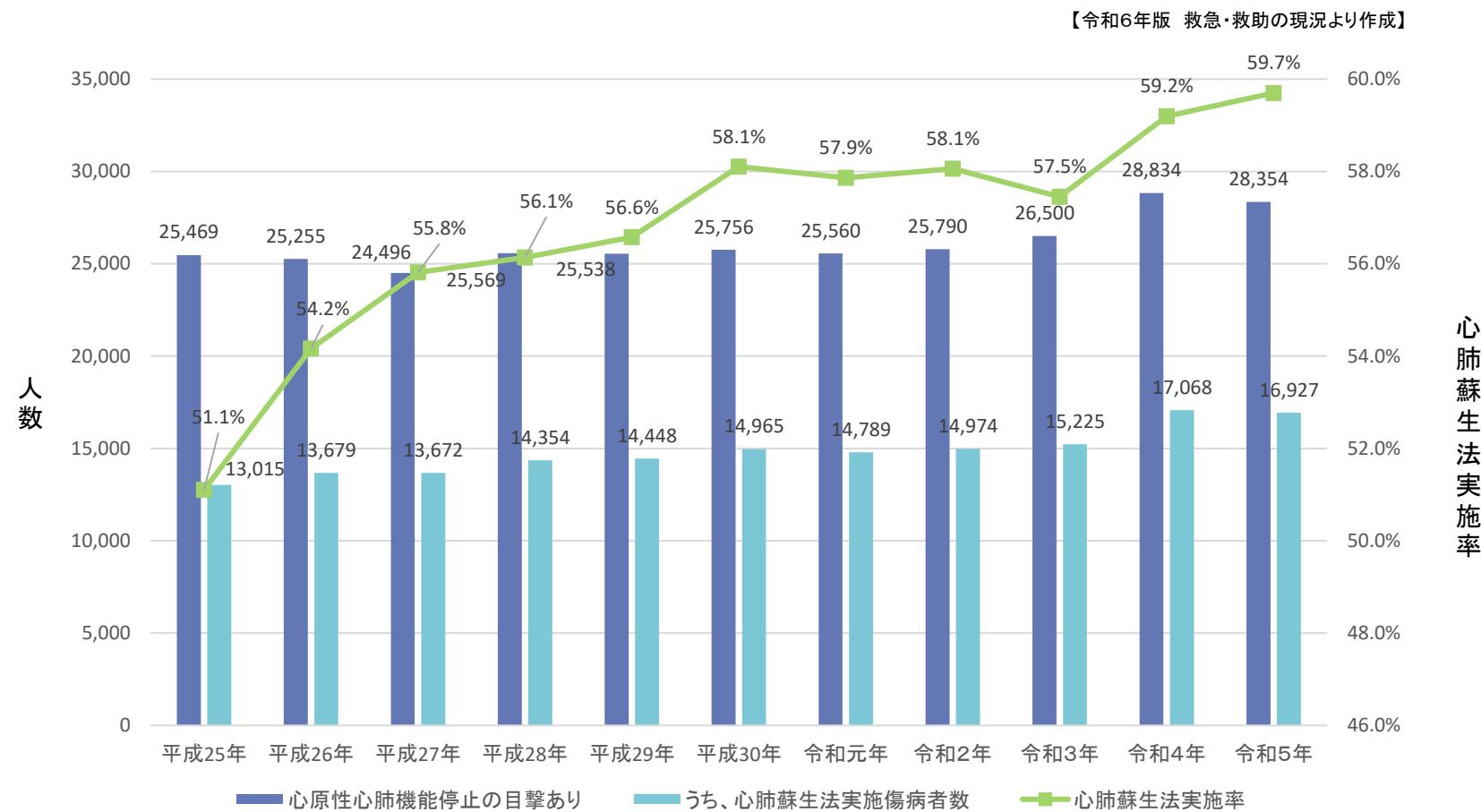
(1) 検討の背景・目的

- 世界各地の蘇生協議会が各自で活動していることを統合する目的で国際蘇生連絡委員会(ILCOR)が1992年に設立され、ILCORは、心肺蘇生に関する科学的根拠と治療勧告コンセンサス(CoSTR)を発表し、CoSTRに基づき、各地域や国の実情に合わせたガイドラインが作成されてきた。
- 我が国では、日本蘇生協議会(JRC)が、5年ごとにILCOR CoSTRに準拠した蘇生ガイドラインを作成しており、現在、JRC蘇生ガイドライン2020が最新である。
- 2025年10月23日にJRC蘇生ガイドライン2025オンライン版(パブリックコメント用)が示された。パブリックコメント等を経て、JRC蘇生ガイドライン2025が2026年3月に発刊予定。
- JRC蘇生ガイドライン2025の知見に基づく救急活動の展開を図るため、JRC蘇生ガイドライン2025のうち、消防機関に関する内容について検討を行い、一般市民への消防機関による応急手当講習、救急隊・通信指令員が行う心肺蘇生に関する各要領の改訂等の検討を進めていく予定。

3 JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

(2) 市民による心肺蘇生の状況

心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民が目撃した傷病者数と一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数の推移



心原性心肺機能停止傷病者について、一般市民により目撃された者のうち、心肺蘇生が実施された割合は上昇傾向にある(平成25年的一般市民による心肺蘇生法実施率は約51%、令和5年には約60%へ上昇)

3 JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

(3) 過去の検討経緯

過去のJRC蘇生ガイドライン改訂に対する総務省消防庁の主な対応(市民への講習関係)

JRC蘇生ガイドライン2015改訂への主な対応

- 現に教職員にある者に対する応急手当普及員養成講習について、各消防本部が講習の質を確保した上で、講習時間を短縮して実施することも可能とした。
- 他の地域で応急手当普及員等を取得した者の扱いについては、応急手当認定取得地以外で指導ができないという大きな不利益が生じないよう、他地域で認定を受けている者についても当該消防本部が認定したものとみなしても差し支えないこととした。
- 救命入門コースについて、訓練用資器材を充実させることによって、45分で指導できる救命入門コースを要綱に位置付けた。
- ガイドライン2015から新たに記載されたファーストエイドについては、特別な資格を持たない市民でも安全に実施できる内容を上級救命講習の指導内容に反映した。

(参考)「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について」(平成28年4月25日付け消防救第37号消防庁次長通知)

JRC蘇生ガイドライン2020改訂への主な対応

- 住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当実施の障害となる不安を取り除くための情報を提供し、応急手当実施時に心的ストレスが発生する可能性があることについても指導を行うとともに、応急手当実施者のサポート体制の構築に努め、サポート体制について講習時に周知することとした。
- 各種講習における座学部分について、e-ラーニングのほか、オンラインによる双方向のLIVE講習の活用を可能とした。
- オンライン講習について、心肺蘇生法の座学講習(60分程度)を受講した場合、概ね1ヶ月以内に対面による実技講習等を受講することで、修了証を交付できるものとした。

(参考)「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について」(令和4年3月31日付け消防救第105号消防庁次長通知)

3 JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

(4) 今後の検討予定(案)

JRC蘇生ガイドライン改訂に対するワーキンググループ設置と検討内容(案)

- JRC蘇生ガイドライン改訂に伴い、改訂に対する消防機関の対応を検討するためのワーキンググループ(WG)を設置する。WGは、消防機関による市民への講習等に関するWGと救急隊員用のWGの2つを設置。

JRC蘇生ガイドライン2025を踏まえた消防機関の市民向け応急手当講習等に関するWG(略称:市民向け応急手当講習WG)

○ 消防機関が実施する市民向けの応急手当講習に関する検討を行う。

【検討項目(案)】

- 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」の一部改訂
- 「口頭指導に関する実施基準」の一部改訂
- 「救急隊員及び准救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領」の一部改訂(救急隊員等が行う心肺蘇生法のうち、一般市民が行う心肺蘇生法と重なる部分について)

JRC蘇生ガイドライン2025を踏まえた消防機関の救急隊員の処置に関するWG(略称:救急隊員用救急蘇生WG)

○ 消防機関の救急隊員等が実施する心肺蘇生法等に関する検討を行う。

【検討項目(案)】

- JRC蘇生ガイドライン改訂等に基づく救急活動プロトコル
- 「救急隊員及び准救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領」の一部改訂

3 JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

(5) WGの構成員と設置時期

WGの構成員と設置時期について

- 市民向け応急手当講習WGは、医師、消防機関、厚生労働省(オブザーバー)にて構成し、令和7年度中に開催予定。(なお、救急隊員用救急蘇生WGについては、令和8年度に設置予定)

3 JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

(6) スケジュール

WGの開催スケジュール(予定)

※現時点での予定であり変更の可能性あり

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和7年度							パブリックコメント用公表 （10月23日） ガイドライン2025		救急業務のあり方に関する検討会（第2回）（12月2日）	市民向け応急手当講習WG （第1回）（予定）			ガイドライン2025 公表予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度				市民向け応急手当講習WG （第3回・第4回）（予定）		通知・事務連絡 （市民向け講習関係） （予定）			救急隊員用救急蘇生WG （3回程度）～予定～			通知・事務連絡 （救急隊員用）（予定）